

命 令 を 受 け て い る 対 象 物 等 一 覧 表

令和7年5月17日現在

1	防火対象物等（防火対象物等の存する場所等）の住所	堺市西区築港新町3丁6番3号
	防火対象物等（防火対象物等の存する場所等）の名称	株式会社ナードケミカルズ堺工場
	命令を受けた者の氏名	株式会社ナードケミカルズ 取締役社長 川崎 昭彦
	命令事項	令和5年5月10日に発生した一般取扱所(4号棟)の火災発生に伴い、当該施設の安全性が確認されるまでの間、その使用を停止すること。
	命令日	令和5年5月10日
2	防火対象物等（防火対象物等の存する場所等）の住所	堺市西区鶴田町30番1号
	防火対象物等（防火対象物等の存する場所等）の名称	株式会社 阪和鳳自動車学校
	命令を受けた者の氏名	株式会社 阪和鳳自動車学校 代表取締役 嶋田 豪洋
	命令事項	令和6年6月24日に覚知した給油取扱所（自家給油取扱所）のガソリンの漏洩事故に伴い、当該施設の安全性が確認されるまでの間、その使用を停止すること。
	命令日	令和6年6月25日
3	防火対象物等（防火対象物等の存する場所等）の住所	堺市西区築港浜寺町1番地
	防火対象物等（防火対象物等の存する場所等）の名称	ENEOS株式会社 堺製油所
	命令を受けた者の氏名	ENEOS株式会社 堺製油所 所長 鈴木 隆
	命令事項	令和7年5月17日に発生した1号ガスタービン発電所 GTG（一般取扱所）に係る事故に伴い、当該施設の安全性が確認されるまでの間、その使用を停止すること。
	命令日	令和7年5月17日